

# 判決要約

No. 324

番号	概要	キーワード
1 事件番号(裁判所)		4 被告(被控訴人)
2 判決言渡日(判決)		5 出願番号等
3 原告(控訴人)		6 要約

<p>3 2 4 - 1</p>	<p>被告製品は、水晶振動子に関する本件特許発明の構成要件を充足するとして、被告らの侵害が認容された</p>	<p>技術的範囲</p>
	<p>1. 平 15 (ワ) 3552 号 (東地 47 民)                  2. 平 17. 4. 8 (一部認容)                  3. (株)明電舎                  4. シチズン時計(株)                  ミヨタ(株)                  5. 特許 2036779 号                  6. (1) <b>本件特許発明の内容</b>: 本件特許発明は、リード端子を有する水晶振動子片を金属ケースよりなる保持容器内に封入して水晶振動子本体を構成し、保持容器の底部から同じ側に導出された 2 本のリード端子に外部端子を接続してモールドするものにおいて、前記保持容器の外周面の形状に適合する曲面を有する保持容器外周面位置決め用片と、前記保持容器の頂面に当接する保持容器頂面位置決め用片とを設け、前記外周面位置決め用片と保持容器頂面位置決め用片により水晶振動子本体を位置決めしてモールドすると共に、前記外周面位置決め用片ないし保持容器頂面位置決め用片を水晶振動子本体アース用外部端子としたことを特徴とする水晶振動子に関する。                  (2) <b>争点</b>: 被告製品は、本件特許発明の「アース用外部端子としたことを特徴とする」を充足するか(なお、他にも「保持容器の外周面の形状に適合する曲面を有する」「当接する」「外周面位置決め用片と保持容器頂面位置決め用片により」が争われた)。                  (3) <b>判示事項</b>: 被告らは、被告製品は、アース用外部端子としては、製造、販売、検査、使用されておらず、保証もされていないと主張する。具体的には、被告製品が完成品状態で水晶振動子の管と管保持用片との接続を十分とすることができなかつたり、導通検査ができなかつたため、被告らは、その外部端子をアース用として保証できず、アース用として</p>	<p>は販売していない旨の被告らの社員の陳述書を提出している。また、被告製品のうち CM309S の納入仕様書では、外部端子について、「外部接続しないでください」との記載がある。さらに、被告らは、被告製品を使用していた回路基板について、水晶振動子の固定端子を接続していた端子と外部入出力端子との間の導通を調べたところ、導通している箇所が見られなかったとの試験報告書を提出している。即ち、被告製品は、実装時にアースすることにより保持容器にシールド効果が生じ、ノイズに強い水晶振動子として使用することが可能な構成を有してはいるが、その外部端子をアース用としては販売したり使用したりしていないものがあることになる。                  しかし、本件特許発明の「アース用外部端子」については、①保持容器と接触しており、②実装時にアース用端子をアースすることにより保持容器にシールド効果が生じ、ノイズに強い水晶振動子として使用できるという構成を有していれば、それ以上に、100%確実に電気的な接続が行われていることを検査したり、保証したり、その外部端子がアース用として使用できることを明示して販売したり、購入者が実際にアース用として使用する必要はない。客観的に本件特許発明と同じ構成の水晶振動子を製造販売しながら、その外部端子の使用の態様や販売の意図が異なるからといって、被告製品が本件特許発明の技術的範囲に属しないとすれば、特許権侵害を容易に回避することができ、衡平に反する。                  したがって、被告製品は、上記①、②の構成を有し、本件特許発明の作用効果を奏する以上、本件特許発明の「アース用外部端子」を充足する。                  (特 70 条) 重要度 ☆                  (川野 工)</p>
<p>3 2 4 - 2</p>	<p>名称を「回路接続用フィルム状接着剤及び回路板」とする特許の取消決定が、進歩性の判断を誤ったとして取り消された</p>	<p>進歩性、数値限定</p>
	<p>1. 平 17 (行ケ) 10091 号 (知高 2)                  2. 平 17. 4. 12 (請求認容)                  3. 日立化成工業(株)                  4. 特許庁長官                  5. 特許 3342703 号, 異議 2003-71209 号                  6. <b>事案</b>: 名称を「回路接続用フィルム状接着剤及び回路板」とする原告の特許について、特許異議の申立てがされ、特許庁が、一部の請求項について、特許を取り消すとの決定をしたことから、原告がその取消しを求めて本件訴えを提起した。  <b>判示事項</b>: 「決定は、本件発明 1 と引用発明との相違点として認定した、「本件請求項 1 に係る発明(注、本件発明 1)では、『引っ張りモード、周波数 10Hz、昇温 5°C/min で動的粘弾性測定器で測定した、その接着剤の接着後の 40°C における弾性率が 100~2000MPa』であるのに対し、刊行物 A には、当該弾性率に関する構成が明記されていない点(決定謄本…)」について、「周知例 1 より、通常のエポキシ樹脂の弾性率が 2000~3000MPa であると推測できるから、これにアクリルゴムを加えることによる低水分(特許請求の範囲では何ら配合比を限定していない)を考慮すると 100~2000MPa の数値は当業者であれば十分に予測可能な数値であるとともに、この数値を得るに何ら困難なことではないのであるから、刊行物 A に示された組成物の配合を変え該 100~2000MPa の数値範囲とすることは、当業者なら容易に為し得ることといわざるを得ない(…)」と判断した。」と述べた上で、まず、訂正明細書の記載から、「相違点に係る本件発明 1 の構成は、本件接着剤、すなわち、『相対峙する回路電極を加熱、加圧によって、加圧方向の電極間を電気的に接続する加熱接着性接着剤』の接着後(硬化物)の弾性率が大きすぎると、信頼性試験の</p>	<p>際、接続基板の熱膨張率差に基づく内部応力により、接続抵抗の増大、電気的導通の不良、接着剤の剥離の問題が生じ(…)、他方、弾性率が小さすぎると、熔融粘度の上昇に起因する接着剤の排除性低下のために電気的導通の不良の問題が生じる(…)ことから、これらの問題を解決し、実際に、信頼性試験において生じる内部応力を吸収し、信頼性試験後においても接続部での接続抵抗の増大や接着剤の剥離がなく、接続信頼性が向上するという効果を奏する(…)という点で、技術的意義を有し、「相違点に係る本件発明 1 の構成において規定された弾性率の数値範囲は、その上限値及び下限値の双方において、特定の課題を解決し、所期の効果を奏するという技術的意義があり、その意味で、当該弾性率の数値範囲は、上記特定の課題及び効果との関係において最適化されたものであるとみることができる。」と認定し、「当業者が相違点に係る本件発明 1 の構成を容易に想到し得たというためには、単に、「この程度の動的弾性率を得ることは、当業者ならば必要性さえあれば誰でもできることと認められる(決定謄本…)」というだけでは足りず、本件接着剤の接着後における弾性率と、上記特定の課題の解決や特定の効果の発現との間に関連性があることを、当業者が容易に想到し得たことが必要であるというべきである。」とし、「決定の引用する刊行物 A (甲 5) 及び周知例 1 (甲 12) に加え、本訴において被告の援用する乙 1CD-ROM、乙 2CD-ROM、乙 3 公報~乙 6 公報の記載を考慮しても、そうした関連性の存在が、本件出願当時、当業者にとって周知の事項であったと認めるに足りない」と判示し、本件取消決定を取り消した。                  (特 29 条 2 項) 重要度 ☆                  (才原 慶道)</p>

324-3	<p>被控訴人ゲームは、トラキアの翻案に該当しないとされた。周知商品等表示である原告標章と類似する、被告標章を使用する被告の行為は、不正競争防止法2条1項1号に該当するとして、同法4条に基づき、損害賠償請求を認容した</p>	<p>著作権、翻案、不正競争行為、他人、周知</p>
	<p>1. 平14(ネ)6311号(東高4知)  2. 平16.11.24(一部認容)  3. 任天堂(株)(以下「控訴人任天堂」という。)(株)インテリジェントシステムズ(以下「控訴人イズ」という。)  4. (株)エンターブレイン(有)ティルナノーグ  被控訴人A  5. (1) 著作権法に基づく請求(主位的請求): ①トラキアの著作権の控訴人イズへの帰属 ②被控訴人ゲームは、トラキアの翻案に該当するか  (2) 不正競争防止法に基づく請求(予備的請求): ①控訴人イズは、不正競争防止法2条1項1号、2号にいう「他人」に該当するか  ②控訴人ゲームの商品等表示(「ファイアーエムブレム」との表示は、周知か  6. 判事事項: ①控訴人らは、トラキアは、控訴人イズが自己の著作名義の下に公表したものではないと主張する。しかし、著作権法15条1項は「公表したもの」ではなく、「公表するもの」と規定しているから、当該著作物の作成時に、法人等の名義で公表することが予定されれば、職務著作として法人等が著作物となるものと解する。従って、著作者は控訴人イズであると認める。  ②控訴人らは、被控訴人ゲームの全体がトラキア全体の翻案に当たるなどと主張する。  翻案とは、既存の著作物に依拠しながら、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる場合において、その新たな著作物を創作する行為をいうものであるが、新たな著作物が、思想、感情若しくはアイデアなど表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一</p>	<p>性を有するにすぎないときは、翻案には当たらない(江差迫分事件上告審判決参照)。両ゲームは、アイデアなどの表現それ自体でない部分又は創作性の乏しい表現において共通するにすぎないので、被控訴人ゲームに接する者がトラキアの表現上の本質的な特徴を感得することは困難であるというべきであるから、被控訴人ゲームがトラキアの翻案に当たると認めることはできない。  ③当事者間に争いがあるのは、控訴人ゲームの製造販売権等を控訴人任天堂に使用許諾した控訴人イズが「他人」に該当するかどうかである。「他人」の意義につき、控訴人らは、不正競争行為によって営業上の利益を侵害され、又はおそれがある者をいうと主張する。しかし、「他人」は商品等の表示主体を指すから、「他人」とは、商品等表示では、商品等表示の内容や態様、商品の広告・宣伝の規模等に照らし、当該商品等表示が何人のものであるとして需要者に認識されているかによって定めるべきである。本件使用許諾契約等、控訴人ゲームに関する商品パッケージの表示等、商品化事業の認定事実を総合しても、控訴人イズと控訴人任天堂が、控訴人ゲームの商品等表示の持つ出所識別機能等及び顧客吸引力を保護発展させるという共通目的に結束したグループと評価できない。控訴人イズは、不競法2条1項1号・2号の「他人」には該当しない。  ④控訴人らは、控訴人ゲームのタイトルである「ファイアーエムブレム」との表示は周知性のある商品等表示であると主張する。被控訴人は、周知性の判断で重視すべきは販売本数とした上で、上記ゲームの販売本数は、他のゲームソフトと比べて多いとはいえないと主張する。しかし、周知性の判断は、一定期間の売上げランキング、広告の規模等も考慮すべきで、「ファイアーエムブレム」との表示は需要者に周知であると認める。よって、被控訴人の主張は失当である。  (著15条1項、不競法2条1項1・2号)重要度☆☆(神戸 真澄)</p>
324-4	<p>本件商標と引用商標の類似性および引用商標の周知著名性から、両商標にかかる商品間に混同を生ずるおそれがあると認められた</p>	<p>商標の類似性・周知著名性、取引の実情</p>
	<p>1. 平17(行ケ)10230号(東高3知)  2. 平17.4.13(認容)  3. ザ ポロ/ローレンカンパニー リミテッド パートナーシップ  4. ポログランドジャパン(株)  5. 特許3369985号、無効2003-35336号  6. (1) 事案の概要: ①特許庁における手続の経緯 被告は、別掲登録商標(指定商品に第25類「洋服」等。以下「本件商標」という)の商標権者である。  原告は、本件商標が商標法4条1項15号に違反して登録されたものであるとして、本件商標の商標登録を無効にすることについて審判を請求したところ、特許庁はその請求を棄却した。すなわち、特許庁は、本件商標は、猿が、必ずしも特定し得ない動物に乗り右腕を後上方にのぼしている図形よりなるものであり、他方、別掲引用商標は、ポロ競技者が疾駆する馬に乗りマレットを後上方に振上げている図形よりなるものであるところ、両図形は、その表現方法、構図、描かれている対象において顕著な差異を有しているものであるから、全体として視覚的印象、記憶が全く別異のものとして看取されるものというべきであるから、引用商標の周知著名性、ワンポイントマークとして使用される等の取引の実情等を考慮しても、商品の出所について混同を生ずるおそれはないとした。  (2) 原告の主張: ①本件商標と引用商標の類似性について 審決は、本件商標と引用商標は「全体として、視覚的印象・記憶が全く別異のものとして看取されるもの」と判断しているが、本件商標の下側の動物は、直ちに「馬」を描いたものと認識させないとしても、被告が主張するように「山羊」を想起させるとは到底いい得ないこと、また、本件商標と引用商標が、その具体的構成において、共通する部分を多く有していることからすれば、両商標は外観上互いに相紛れるおそれがある。  ②取引の実情について 審決は、「本件商標を「Tシャツ」等の商品に直接刺繍され常に鮮明に表示されるとは限らないワンポイントマークとして使用された場合をも考察したとしても」、出所について混同は生じない旨判断している。しかし、この判断は、取引の実情等を具体的に考慮した上でされたものということではできず、誤りである。引用商標と本件商標の使用態様、引用商標の周知著名性、被告によるフリーライド行為をも取引の実情として考慮する必要があるところ、審決は、これを看過しているからである。</p>	<p>(3) 裁判所の判断: ①本件商標と引用商標の構成 本件商標は、それ自体だけを見ると、実在する特定のものを表現したものと解することができず、これを創作した者がいかなるものを表現しようとしたのかは必ずしも理解し難い。  ②引用商標の周知著名性 我が国において、引用商標は、本件商標の出願前に、既に需要者の中で周知・著名な商標となっていたということができるとともに、その周知著名性は、本件商標の出願時以後も、その登録査定時を経てその後に至るまで継続しているということができる。  ③混同を生ずるおそれの有無 本件商標はワンポイントマークとして使用される可能性が高いこと、本件商標が使用される商品であるセーター類、ワイシャツ類等の商品(指定商品第25類)の主たる需要者が、商標やブランドについて詳細な知識を持たない者を含む一般の消費者であり、商品の購入に際し、メーカー名などを常に注意深く確認するとは限らないことなどの実情や、引用商標が我が国においてポロブランドとして極めて高い周知著名性を有していることなどを考慮すると、本件商標が、特にその指定商品にワンポイントマークとして使用された場合には、これに接した需要者(一般消費者)は、それが引用商標と全体的な配置、輪郭が類似する図形であることに着目し、本件商標における細部の形状や模様などの相違点に気付かず、当該商品をラルフ・ローレン又は同人と組織的・経済的に密接な関係がある者の業務に係る商品であるかのように、その出所について混同を生ずるおそれがある。  したがって、本件商標は、本件商標の出願当時及び登録査定当時において、他人の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがあり、商標法4条1項15号に該当する。  1 本件商標 2 引用商標</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p>(商4条1項15号)重要度☆☆(井上 洋一)</p>